

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

**新潟県人事委員会規則第6-1953号**

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第17（裏面）</b></p> <p>（略）</p> <p>審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、<u>行政不服審査法の規定</u>により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、<u>行政事件訴訟法の規定</u>により、この処分があつたことを知つた日から6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) また、上記1の審査請求をした場合には処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6箇月以内に提起することができます。</p> <p>(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年</u>を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年</u>を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p>備考1・2 （略）</p>	<p><b>様式第17（裏面）</b></p> <p>（略）</p> <p>審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> <p>(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年</u>を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年</u>を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p>備考1・2 （略）</p>

**様式第18（裏面）**

（略）

**審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示****1 審査請求について**

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

**2 処分の取消しの訴えについて**

（1）この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（2）また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6箇月以内に提起することができます。

（3）ただし、上記（1）（審査請求をした場合には（2））の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記（1）（審査請求をした場合には（2））の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考1・2　（略）

**様式第19（裏面）**

（略）

**審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示****1 審査請求について**

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

**様式第18（裏面）**

（略）

**審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示****1 審査請求について**

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

**2 処分の取消しの訴えについて**

（1）この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（2）また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に提起することができます。

（3）ただし、上記（1）（審査請求をした場合には（2））の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記（1）（審査請求をした場合には（2））の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考1・2　（略）

**様式第19（裏面）**

（略）

**審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示****1 審査請求について**

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することができられます。

備考1・2 (略)

## 様式第20（裏面）

(略)

### 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求することができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

#### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほ

があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することができられます。

備考1・2 (略)

## 様式第20（裏面）

(略)

### 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求することができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

#### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほ

か、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分  
(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)の日から1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 備考 1・2 (略)

## 樣式第21 (裏面)

(略)

## 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、处分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6箇月以内に提起することができます。

か、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、处分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分  
(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年  
を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

### 備考 1・2 (略)

## 樣式第21 (裏面)

(略)

## 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求することができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として訴訟においてはが被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することができられる場合があります。

備考1・2 (略)

## 様式第22（裏面）

(略)

### 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

#### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した後であっても

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することができられる場合があります。

備考1・2 (略)

## 様式第22（裏面）

(略)

### 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

#### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した後であっても

<p>も処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p>備考 1・2 (略)</p>	<p>する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p>備考 1・2 (略)</p>
<p><b>様式第23 (裏面)</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>様式第23 (裏面)</b></p> <p>(略)</p>
<p>審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、<u>行政不服審査法の規定</u>により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、<u>行政事件訴訟法の規定</u>により、この処分があつたことを知つた日から6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6箇月以内に提起することができます。</p> <p>(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	<p>審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> <p>(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>
<p>備考 (略)</p> <p><b>様式第24 (裏面)</b></p> <p>(略)</p>	<p>備考 (略)</p> <p><b>様式第24 (裏面)</b></p> <p>(略)</p>

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することができられます。

備考　（略）

## 様式第25（表面）

職員の退職手当に関する条例第20条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書（略）

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第20条第1項の規定により通知します。

この通知をした機関（（1））は、この通知が到達した日から6か月以内に限り、この通知を受

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することができられます。

備考　（略）

## 様式第25（表面）

職員の退職手当に関する条例第20条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書（略）

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第20条第1項の規定により通知します。

この通知をした機関（（1））は、この通知が到達した日から起算して6か月以内に限

けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができます。

（略）

## 様式第26（裏面）

（略）

### 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

#### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することができる場合があります。

り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができます。

（略）

## 様式第26（裏面）

（略）

### 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

#### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することができる場合があります。

<p>備考 (略)</p> <p><b>様式第27 (裏面)</b></p> <p>(略)</p>	<p>備考 (略)</p> <p><b>様式第27 (裏面)</b></p> <p>(略)</p>
<p>審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、<u>行政不服審査法の規定</u>により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、<u>行政事件訴訟法の規定</u>により、この処分があつたことを知つた日から6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6箇月以内に提起することができます。</p> <p>(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年</u>を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年</u>を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することができる場合があります。</p>	<p>審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> <p>(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年</u>を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年</u>を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することができる場合があります。</p>

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

